

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年6月16日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時47分 散会

## 付託事件

議案第49号, 議案第50号, 議案第56号中別表中歳出中第3款及び第10款, 報告第11号, 報告第12号, 報告第13号, 報告第14号, 報告第15号, 報告第18号中別表中歳出

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第49号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- ② 議案第50号 水戸市中心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算(第3号)中別表中歳出中第3款(民生費)及び第10款(教育費)
- ④ 報告第11号 専決処分について(水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ⑤ 報告第12号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- ⑥ 報告第13号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- ⑦ 報告第14号 専決処分について(新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- ⑧ 報告第15号 専決処分について(新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- ⑨ 報告第18号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第2号))中別表中歳出

## 2 出席委員(7名)

委員長	木本信太郎君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(1名)

委員 中庭次男君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長(福祉総務課長事務取扱)	田中誠一君
福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	高橋慎一君		
こども部長兼福祉事務所担当所長	柴崎佳子君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	野口奈津子君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健医療部保健所参事兼保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君
保健予防課長	大冨要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	三宅修君
教育委員会事務局教育部参事	鴨志田泰君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長	小川佐栄子君	教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	小川邦明君
総合教育研究所長	春原孝政君	学校管理課長	細谷康之君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	湯澤康一君
中央図書館長	林栄一君	教育研究課長	野澤昌永君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱島卓也君	書記	檜原和則君
--------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は議場に配付されました議案審査分担表のとおり、議案第49号ほか8件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。

委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行い、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第49号ほか8件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第49号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 おはようございます。それでは、議案書①、7ページをお開き願います。

市議会議案第49号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、高齢福祉課提出の議案第49号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、現在、旧河和田保育所跡地に整備を進めております（仮称）西部いきいき交流センターにつきまして、施設名称を水戸市いきいき交流センターあかしあと定めるとともに、その設置に伴う関係規定の整備を行うものでございます。

なお、施設名称の「あかしあ」につきましては、公募の中から地元住民で構成する名称選定委員会において協議を経て決定したものでございます。

赤塚地区の幸せを願い、明るく幸福になるよう思いを込めたものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、資料の新旧対照表で御説明いたします。

資料の2ページを御覧願います。

第2条の施設設置に、新たに水戸市いきいき交流センターあかしあを追加いたします。

次に、第3条の施設で行う事業につきまして、いきいき交流センターあかしあでは、これまで、いきいき交流センターが実施してきた老人福祉に関する事業に加えまして、新たに、子育て支援に関する事業を行うこととし、第2項に規定するものでございます。

次に、第6条において、いきいき交流センターあかしあの使用時間及び休日につきましては、使用時間を午前9時から午後9時まで、休日を水曜日、祝日、年末年始として、いきいき交流センターふれしあ、あじさいと同様に、夜間や休日の利用を図ってまいります。

次に、第7条の施設を使用できる者についてでございます。

いきいき交流センターあかしあにつきましては、第1項に規定する市内に居住する60歳以上の者などのほか、新たに子育て支援事業を行うこととしたことから、第2項におきまして、市内に居住する小学校就学の始期に達するまでの者及びその保護者、子育て支援事業に係る団体について使用できるものとするものでございます。

子育て支援事業で施設を使用する場合、資料の4ページ、別表第1を御覧願います。

下段の2の表を追加し、新しく、広く活用いただけるよう無料とするものでございます。

また、別表第1につきましては、もう1点改正をしております。

上段の1の表、3段目を御覧願います。

第7条第1項第3号に掲げるもの、これは60歳未満の方、または市外の方を指します。

この方々につきましては、使用料300円を徴収することとしておりますが、第3条第1項第5号に掲げる事業、これは多世代交流事業を指します。多世代交流事業で使用する方につきましては、さらなる事業促進を図るため、団体のみならず個人で参加する場合も無料とするよう見直すこととしたものでございます。

次に、資料の3ページにお戻り願います。

一番下の第14条の2でございます。

地域から親しまれ、かつ有効に活用できる施設とするため、いきいき交流センターあかしあにつきましても、本来の事業を妨げない範囲で設置目的以外の目的で使用することとするものです。

使用料につきましては、資料の5ページ、別表第2の2の表を追加し、規定しております。

なお、別表第2の表中、施設の名称について文言を整備し、多目的ホールをホールに修正するものでございます。

次に、資料の1ページにお戻り願います。

3の施行期日でございます。

いきいき交流センターあかしあの開設予定日であります令和5年10月1日といたします。

参考といたしまして、資料の6ページに参照条文、7ページにいきいき交流センターあかしあの平面図を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、議案第50号 水戸市心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

野口参事兼子育て支援課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 それでは、議案書①の9ページをお開き願います。

市議会議案第50号 水戸市心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

内容につきましては、こども部子育て支援課提出資料により御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、水戸市中心身障害児療育指導委員会の所管のこども部への移管等に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、庶務の所管をこども部とするとともに、所掌事項等の整理を行うものでございます。所掌事項等の整理につきましては、3ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条、委員会設置目的の対象といたしまして、軽度の発達遅れのある児童も対象であることを明確にいたしました。

第2条、所掌事項につきましては、委員会の審議内容が、個別の療育指導計画等について審議いただいているという実態にあわせ整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

説明は以上でございます。

○**木本委員長** 次に、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、執行部から順次説明を願います。

○**櫻井生活福祉課長** それでは、議案書③の1ページをお開き願います。

市議会議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和4年度水戸市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ8億1,170万円を追加し、総額を1,265億2,190万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書④の令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

④の4ページ、5ページをお開き願います。

歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について、3,860万円を増額補正するもので、財源は国庫補助、補助率は10分の10でございます。

5ページの説明欄を御覧願います。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援経費につきましては、国において本支援金の申請期間を2か月延長し8月末までとしたことから、新たに160件の申請があると見込み3,600万円、また、事務費として、会計年度任用職員の配置に係る経費等を260万円計上しております。対象は社会福祉協議会で実施している緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯などで、収入及び資産が基準額以下となっている世帯であり、求職活動を行うことを要件としております。

また、支給額につきましては、単身世帯が6万円、2人世帯が8万円、3人以上の世帯が10万円であり、支給期間は3か月となっております。

引き続き、特例貸付が終了となる世帯に対して、プッシュ型の案内を行い、必要とする方に届けられるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

○**深谷こども政策課長** 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金経費につきましては、3億7,000万円を増額補正しております。

内訳は5ページの説明欄を御覧ください。

支給額につきましては、低所得の子育て世帯の対象児童7,200人に対しまして、給付金総額3億6,000万円を見込んでおります。このほか、事務費といたしまして1,000万円を計上しております。

本給付金の概要について御説明いたします。

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援する観点から、国が支給することと決定した特別給付金児童1人当たり一律5万円に加え、本市独自で5万円の上乗せ給付を行うものでございます。

支給対象者は、児童扶養手当受給者等の独り親世帯と、市民税が非課税の世帯等に大別されます。支給額は、国と市双方の支給分をあわせ、児童1人当たり一律10万円でございます。

説明は以上でございます。

○松本幼児保育課長 続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

3目保育所費につきましては、物価高騰の中にあっても、給食費を値上げすることなく、安全、安心な給食を提供するため、市立保育所や民間保育所等の給食費に対する材料費や補助金を負担する経費として4,300万円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、物価高騰の中にあっても給食費を値上げすることなく、安全、安心な給食を提供するため、小学校給食の食材料費の一部を負担する経費として6,000万円を増額補正するものでございます。

○松本幼児保育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、保育所費と同様の理由でございますが、物価高騰の中にあっても、給食費を値上げすることなく、安全、安心な給食を提供するため、幼稚園型認定こども園の食料費の一部を負担する経費として80万円を増額補正するものでございます。

10,11ページをお開き願います。

3目、私立幼稚園費につきましても同様の理由で、私立幼稚園等の給食費に対する補助金を負担する経費として、820万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 続きまして、6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましても、これまでと同様に物価高騰の対応といたしまして、中学校給食の食材料費の一部を負担する経費として4,000万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第11号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①、31ページをお開き願います。

報告第11号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、32ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法施行令が令和4年3月31日に一部改正され、国民健康保険税の課税限度額が改正されたことに伴い、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容でございますが、令和4年度からの国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に改正したものでございます。

3の施行期日は、令和4年4月1日としたものでございます。

参考といたしまして、令和4年度からの課税限度額を記載してございますので、御参照願います。

2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。説明は以上でございます。

○**木本委員長** 次に、報告第12号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○**関根国保年金課長** 続きまして、議案書①の33ページをお開き願います。

報告第12号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、34ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、令和4年度におきまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は令和4年度分としたものでございます。

(2)の申請期限は、令和5年3月31日でございます。

(3)の経過措置といたしまして、令和3年度末に被保険者資格を取得したことにより、令和3年度分の保険税が令和4年度になってからの課税になった場合につきましても減免の対象とするものでございます。

3の施行期日は、令和4年4月1日としたものでございます。

参考といたしまして、下段に減免の対象者及び減免割合等につきまして記載してございます。

また、裏面2ページには避難指示区域の概念図を記載してございます。

令和4年度の保険税の減免対象地域は、グレーで塗りつぶされた地域でございます。このうち、縦線の地

域が令和4年4月1日以降も帰還困難区域となっている地域でありまして、この地域に住所を有している世帯につきましては、令和3年中の基準所得額にかかわらず、令和4年度分の減税を免除するものでございます。

次に、縦線以外の塗りつぶされた地域が、これまでに避難指示等が解除された地域で、この地域に住所を有していた世帯につきましては、令和3年中の基準所得額の合計額が600万円以下の場合に、令和4年度分の保険税を免除するものでございます。

3ページ、4ページに新旧対照表を、5ページ、6ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 それでは、議案書①の35ページをお開き願います。

報告第13号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について、次のページにあります別紙のとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、令和4年度におきまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における被保険者に係る介護保険料の減免に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容及び3の施行期日につきましては、先ほど国保年金課より説明のありました国民健康保険税の減免と同様の取扱いでございますので、説明は省略させていただきます。

参考といたしまして、下段に減免の基準を、2ページに避難指示区域の概念図を、3ページから4ページに新旧対照表を、5ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第14号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①の37ページをお開き願います。

報告第14号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、38ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。



内容につきましては、保険医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、令和4年度におきまして新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な損失を受けた被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の罹患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容のうち、(1)の対象となる保険税は、令和3年度及び令和4年度の保険税のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものでございます。

(2)の申請期限につきましては、令和5年3月31日でございます。

3の施行期日は令和4年4月1日としたものです。

また、参考といたしまして、2ページに減免の基準等を、3ページから5ページに新旧対照表を、6ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○**木本委員長** 次に、報告第15号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

高橋介護保険課長。

○**高橋介護保険課長** それでは、議案書①の39ページをお開き願います。

報告第15号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、次のページにあります別紙のとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定によりを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、令和4年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な損失を受けた被保険者等に係る介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の罹患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容及び3の施行期日につきましては、先ほど国保年金課より説明がありました国民健康保険税の減免と同様の取扱いでございますので、説明は省略させていただきます。

参考といたしまして、2ページに減免の基準を、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○**木本委員長** 次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出について、執行部から順次説明願います。

○**田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱）** それでは、議案書①、47ページをお開き願います。

報告第18号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号）につきまして、48ページの別紙のとおり、令和4年5月18日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

内容につきましては、議案書②、令和4年度補正予算に関する説明書8ページ、9ページをお開き願います。

歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費におきまして、令和4年度分市民税非課税世帯及び令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、市民税非課税世帯相当の水準に落ち込んだと認められる世帯に対し、迅速に10万円を給付するため、事務費とあわせ3億5,100万円の増額補正を講じたものでございます。説明は以上でございます。

○**深谷子ども政策課長** 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金経費につきましては、3億9,000万円を増額補正しております。

内訳は9ページの説明欄を御覧ください。

支給額につきましては、対象児童7,200人に対しまして、給付金総額3億6,000万円を見込んでおります。このほか、事務費としまして、システム構築や派遣職員の配置に係る経費等3,000万円を計上しております。給付の趣旨や支給対象児童につきましては、議案第56号 補正予算第3号で御提案いたしました給付金と同様でございます。

支給額は児童1人当たり一律5万円でございます。なお、支給対象者のうち、本年4月分の児童扶養手当の受給者につきましては、申請をいただくことなく明日6月17日に支給する予定でございます。ほかの対象者につきましても、順次支給に向けた手続を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○**三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長** 続きまして、4款衛生費、1項保健所費、5目保健予防費につきましては、4億8,000万円を増額補正したもので、財源は全額国庫支出金でございます。内容につきましては、10ページ、11ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種経費について、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方等を対象にいたしまして、4回目のワクチン接種を実施するため、医療機関への委託費のほか、コールセンターや集団接種、大規模接種会場の運営経費など、接種体制の確保等に要する経費といたしまして、予算補正措置を講じたものでございます。

説明は以上でございます。

○**木本委員長** 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

まず初めに、議案第49号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○**土田委員** 1つだけお聞きしたいことがあるんですが、このあかしの場合、お風呂のことなんですけれ

ども、お風呂は、子育て世代とか高齢者じゃない人も利用できるようになるのでしょうか。

○木本委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

浴室につきましては、お子さんについても利用できるというふうに考えております。

○木本委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 改めて、このあかしあですけれども、説明がありましたけれども、子育て支援ということが新たに追加された。これは、ほかの交流センターで行われているのと同じような内容ですか。

○木本委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

子育て支援機能につきましては、あかしあにつきましては建設当初から、子育て支援機能が行えるような設計をしておりますので、子育て支援事業をやるということになっておりますが、ほかの施設につきましてはそういった施設の対応にはなっておりませんので、今のところはあかしあのみで事業を行うということで考えております。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 子育て支援に関することは、ほかの施設でもやられていると思うんですけども、内容的には、同じように使用してもらうという形で理解していいですか。

特別な、何か変わったものを予定しているとか。利用する人たちにお任せするということですか。

○木本委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

ほかの子育て施設と同じ業務を行うのかという御質問でよろしいでしょうか。

○田口委員 ほかの施設と使用方法は同じか。

○小林高齢福祉課長 子育て支援のことにつきましては、あかしあにつきましては、子ども・子育て支援交付金の1つであります地域子育て支援拠点事業を活用して事業を実施したいというふうに考えております。

こちらにつきましては、「わんぱく・みと」、「はみんぐぱく・みと」でも、同様に拠点として事業を行っているというところですので、子育て支援事業としましては、同じようなメニューで行うことにしております。

ただ、老人福祉施設、そういう特徴がありますので、そちらにつきましては、高齢者とお子さんが一緒に参加できるような教室やイベント等を考えていきたいなというふうに思っております。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 この第7条のほうで、3ページでは、市内に居住する小学校就学の始期に達するまでというのはどういう時期なのか、お聞かせ願いたいのと、その当人プラスその保護者でありますけれども、この小さいお子様のような場合に、誰かが代わりに、一緒に来ようということとはできないということに理解していいですか。保護者同伴でない駄目だよということ。

○木本委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

小学校就学の始期に達するまでということにつきましては、このお子さんが6歳に達する日の属する年度の3月31日までを指すんですが、未就学児の方を指していることになります。

お子さんが1人で施設を使用できるかどうかというところですけれども、お子さんが1人でいらっしゃって利用するというのももちろん可能ではございますけれども、小さいお子様の場合には、保護者の方も一緒に来ていただいて一緒に遊ぶというようなことを想定しております。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 この条文に、保護者と書いてあるから、絶対に同伴が必要なのかなと思ったんで、ちょっと。

それから、最後にありましたように、この平面図を見ると、駐車場は何台入るんですか。車を止める台数。

○木本委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

駐車場につきましては、50台を予定しております。

○木本委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の田口委員とのやり取りの中で、ほかの施設ではやりませんよということですよ、これが支援計画ですね。

これって、何か特別な、要するに設備か何かをここはしたということですか。それとも、バリアフリーとあっていう考え方。それと補助金の関係でそういうふうな考え方になっているんですか。

○木本委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

子育て支援につきましては、あかしあにつきましては、1階平面図のプレイルーム、そちらにはおもちゃを常設してお子さんが遊べるような空間をつくろうということになっております。

ほかのいきいき交流センターにつきましては、このようなおもちゃを常設してというようなお部屋というのは今のところは配置しておりませんので、そういう意味で、今のところあかしあについてのみというふうに考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あじさいなんかは多目的ホールっていうことで、1階にある程度子育て支援ができるような、プレイルームに特化しなくても、子どもさんが来たときには出して使うような、そういう場所っていうのはあるような気がするんですけども。例えば、今お話があったその遊ぶ用具とか、それだけそろえればいいということだったら、ある程度ほかの施設でも対応できる。そういうふうな気はするんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○木本委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在は、あかしあのほうで、子育て支援事業として行う際に、先ほども少し申し上げたんですが、地域子

育て支援拠点事業を活用して行うというふうを考えておきまして、そちらにつきましては一応、条件等がありまして、専任の者を1名以上配置するとか、そういった人的なものもありますし、開設時間とかそういったところも、ちょっと規定がございますので、そういう中では、今現在におきましては、ほかのいきいき交流センターでは難しいのかなとは思っておりますけれども、今後、あかしあの状況を見まして、ほかの施設についても可能であるという場合には、また、その時点で考えていきたいというふうに思っております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今回のその話を総合すると、今回のあかしあについては、そういう事業を当てはめたんでやれるけども、ほかの施設はそういう事業に当てはまっていないんでやらないよと。ただ、施設の内容としては、別に建築要件が、これ、子どものプレイルームがあるっていうことは、平面であればいいはずだね。だから、建築要件としては全くないと思うんですけども、私が言いたいのは、せっかくほかにもあじさいとかふれしあがあるわけですから、そういうところでも子育ての機会ってのが増えるような、そういう対応をやったり、こういう事業が始まるというときには、もう既に検討しておくべきであるというふうに思うんですよ。

それはなぜかって言うと、市長がいつも言っているように、子育て支援は私の政治生命の1丁目1番地だと、こう言っているわけですよ。

ですから、やっぱり、そういうことで恐らくここにも子育て支援ということが入ってきたと思うんで、早急に庁内の整理をしていただいて、そして、ふれしあでも、あかしあでも、それから各市民センターでも、子育て支援ができるような、そういう体制をやっぱりつくっていただきたい。要望だけしておきます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 今のお話に関連してなんですけども、多分、保育士さんとか、保健師さんとか、子育て相談ができる方がいらっしゃることになるっていう話でしたよね。

そうすると、ぜひ、この高齢者だけじゃなくて子育て支援、子どもたちも来られるっていうのを、できるだけ市民の方に分かりやすく広報して、多世代の利用が進むようにして頑張ってくださいという要望です。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第49号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第50号 水戸市中心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 資料のほうの新旧対照表で、さっきちらっと言われて、ちょっと分からなかったもので、第2条の障害児教育の総合計画っていうのが、療育指導の計画に変わったと、この違いを少し教えていただけますか。

○木本委員長 野口参事兼子育て支援課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 ただいまの質問にお答えいたします。

総合計画のほうにつきましては、例えば、水戸市の障害福祉計画といったものがありますけれども、そち

らにつきましては、水戸市社会福祉審議会の障害福祉専門分科会、そちらのほうで御審議していただくように今なっておりますので、そちらのほうを整理させていただきました。

以上でございます。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

代わりに、この療育指導の計画ってというのはどういう。

○木本委員長 野口課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 ただいまの質問にお答えいたします。

計画といいますか、センターのほうで実施しております療育指導の方法であるとか、援助の方針であるとか、そういった個別の内容について御審議していただいております。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 では、大きい計画をここでっていうよりも、個別のほうをこちらが見るっていうことと理解すれば、分かりました。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第50号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 まず、子育て世帯支援特別給付金経費ですが、先ほど5万円、7,200人ということで御説明いただきました。

これ、水戸市独自ということで、先ほど説明がありましたのは、児童扶養手当受給世帯っていうふうにありましたけども、もう一度、支給の日にちとか、ちょっと聞き漏らしたので、御説明いただければと思います。

○木本委員長 深谷子ども政策課長。

○深谷子ども政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

国の給付金5万円につきましては、明日6月17日に支払います。議決後、追って市独自の給付金5万円の支払いができるよう進めてまいります。

それ以外の対象者につきましては、国と市独自の給付金を合算した10万円を同時に支給できるよう体制を整えて手続を進めてまいります。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 ということは、最初に国の5万円がもう間もなく明日振り込まれますよと。水戸市独自の5万円というのを、その後、追って支給させていただきますっていうことで、7,200人ということで、よろしいですか。

同時っていうのは何なんですか。

○木本委員長 深谷こども政策課長。ちなみに、ページもあれば教えてください。どこを見ればいいのか。

○深谷こども政策課長 今回の給付金につきましては、対象者が独り親とそれ以外の非課税の世帯になっております。

独り親につきましても、児童扶養手当の受給者の方につきましては、早急に5万円の振込をしておりますが、それ以外の公的年金等の受給者や家計急変の方につきましては、申請等が必要になりますので、申請を受け付けた後に審査をしまして、それから支給という形になっております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 議案書④の4ページ、5ページでちょっと話をさせていただいております。

申請が必要ない方というのは、プッシュ型で支給させていただくけども、あと、申請が必要になる方というのは、それぞれ、水戸市の担当課のほうに申請していただいて、それを審査して支給していくということですね。はい、そのようでございます。よろしく願いいたします。

次に、給食費です。次のページ、議案書④の6ページ、7ページから、市立保育所運営経費と、ちょっと、給食費で続きますので、民間保育所等運営経費、地域型保育経費ということで、これ、全て給食に関わる手当てということで、理解させていただいております。

このコロナ禍の中で、この原油価格の高騰、物価高騰に対する手当てとしまして、国から地方創生臨時交付金が来て、それをこの形で水戸市としては使っていくと、給食費に充てていくということで、理解しております。

その中で、この3項目になっているんですが、水戸市の小中学校に関しては分かるんですけども、また、保育所に関しても分かるんですけども、この民間の幼稚園、保育所、また、小規模保育所等、この辺、どういう形態の施設が何件あって、支給されていくのかということをもっとお伺いしたいと思うんです。

○木本委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

民間施設につきましては、公立もそうなんですが、給食を提供している市内の就学前の施設を対象といたしますので、民間施設は93施設、こちらは、まず保育所につきまして49か所、幼保連携型の認定こども園が5か所で、あと認可外の保育施設も含まれますので、42か所、あと家庭的保育事業所で8か所、小規模保育施設のほうで20か所で、認可外のほうでは42か所になります。

合計で民間については93施設になります。

私立幼稚園のほう、漏れておりますので、私立幼稚園につきましては、幼稚園は4か所、あと、私幼稚園の認定こども園が14か所でございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 それで、この給食費の緊急支援なんですが、以前御説明いただきまして、1児500円、500円掛ける5,360人、500円掛ける300人掛ける12か月とかいうんですが、この費用の算出方法、どういう形で、保育所でも毎日給食が出ているところじゃない、週に何回か出ているところもあるかと思うんですけども、この予算の算出根拠を教えてくださいたいと思います。

○木本委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、民間施設については、給食費の値上げが行われないよう施設に支援するものですが、その500円という金額なんです。国の施設給付費の副食費の基準額が、月4,500円となっておりますので、その約10%で、500円を1人の一月当たりの単価と設定しております。その単価に在籍者数と月数の12か月を掛けた額を全体の額としております。

民間の幼稚園につきましては、支給の回数が、給食の回数が異なっておりますので、こちらについては、単価を調整しております。

民間施設への交付につきましては、12か月分まとめて交付することを検討しております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 これは、先ほど説明ありました水戸市の小規模保育とか、家庭的保育とか、認可外保育とか、対象となる93施設の、この給食を出している状況を見ながら、子どもさん1人当たり月500円が支給されるってということですね。

これは例えば、施設内で給食を作っている、外から給食を搬入している、これは関係なくってということで、よろしいのでしょうか。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、給食を提供しているということですので、特に、認可外の施設なんかはそうなんですけども、弁当の提供というようなことも含めて、対象としております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 それから、この支援の期間について質問したいんですが、今回、こういう形で補正予算、この議会がかかっております。ここの支給ってというのは、これを議決した後、いつから執行されて保育所に実際に手当てされるのか。それでこの期間ですね、いつまでを想定されているのかお伺いしたい。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 今回の補助金は、議決後に補助要項の作成など準備作業を進め、なるべく早い時期に民間施設様のほうに内容を示してまいりたいと思っております。

期間なんですけれども、今回の補正予算は、今年度、3月までの期間というふうになるわけなんです。今後につきましても、保護者様の負担を増やすことのないよう、財源確保に向け、今回の補正予算は国の臨時交付金を活用しているわけなんです。国や県に対して、安全、安心な学校給食等を提供するための継続的な支援についても働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

3月末までということで、状況を見ながら、どの程度の費用がかさんでくるか分からないんですが、こう



いう社会状況の中で、物価高騰っていうのは、どこまで続いていくか分からないの中で、しっかりと取りあえずは3月末まで継続できるように取組を進めていただきたいと思います。

あと、小中学校に關しての期間ですね、この手当てっていうのはどういう形でこの予算を考えて、今の考え方と同じように、年度内っていう考え方の予算の組み方なのか、お伺いしたいと思います。

○木本委員長 小川参事兼学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小中学校につきましても、今後3月までの期間を対象といたしまして、食材料費の約10%に相当する額を高騰分ということで見込ませていただきました。

○木本委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 1つ、今の話は、父母負担軽減という形の中で、学校給食費を値上げしないように抑える。今の予算の使い方は、例えば、自校方式でやっている、共同調理場方式でやっているところがありますよね。これについては、調理場から委託者のほうに払うんですか。その予算はどのように使うんですか。

○木本委員長 小川参事兼学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校給食費の食材料につきましても、委託をしている学校、また、共同調理場におきましても、全て市のほうが直接発注をしておりますので、あくまでも、その予算としてつけさせていただいて、市のほうから食材業者さんのほうにお支払いをさせていただいております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、食材業者の中でも値上げしていないところもあれば、値上げしているところもあるよね。

今予算として上げるっていうことは、それを全額払うっていうことになっちゃうじゃないですか。その辺の整理の仕方っていうのはどんなふうにお考えか。今、とにかく材料費が総額10%上がっちゃっているよ、という判断をしているのか、それとも、業者の中には、そういうことじゃなくて、大丈夫ですよって言われている業者さんもあるかと思えます。

その配分っていうのはどんなふうにも、例えば、仕入れ額が10万円あったところは11万円払いますよ、20万円あれば22万円払いますよっていう払い方を食材業者にするのか、それはどんなふうな考え方おやりになるのですか。

○木本委員長 小川課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

実際の、今回おつけさせていただきたいと提案しております1億円につきましては、これまでの4月以降の実際の契約におきましても、もう既に、例えば、パンであれば、8%ぐらい値上がりは想定でもされております。

また、野菜なんかと同じぐらい上がっています。油なんかは18%ぐらい上がっているという中で、そういう実際の物価の上昇にあわせた形で、追加で配当するような形で使っていきたいなというふうに思ってお

ります。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今回の値上げは、上がる場所もあれば、上がらない食種もあるということなんで、例えば、今、おっしゃったように、16%も上がっているところがあるよというところと、それから、5%、8%、3%ぐらいで収まっているところもあるんだと。そうすると、その支払いの補助の仕方というのは、やっぱり非常に、微妙になってくるのかなと。一律10%が果たしているのかどうか、例えば、16%上がっているところに、10%だと6%背負っちゃうよね。

3%しか上がっていないところに10%上がったら、7%過払いになるじゃないですか。

そういうことじゃないの。何か、今、そんなふうな話を聞いたけれども。

○木本委員長 小川課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 説明がちょっと足りなくて申し訳ありません。

実際に食材を調達するに当たっては、そのときの時価で売買契約を結んでいるので、例えば物価が上がってきて、100円だったものが120円ということで、売買契約が結ばれればその120円をお支払いします。

だから、設定に対して一律に10%を加算してお支払いするという事ではないと。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今の説明とは、全然違うんだよ。今、10%の論議をしているわけで、今度の予算も、これはあれでしょう。給食費の値上げ阻止のために、給食費総額に対して、10%補正を組みますよという説明だよ、説明はね。今の話だと、全く違うじゃん。

そうすると、今度は保育料のほうだって、保育料のほうの支払い額というのはそうなんですか、今のうちに。契約している業者さんがあって、その仕入れ額が16%上がれば、16%払うんですか。

だから、何で行政の対応って違うのですか。片方は上がった分だけ払うよって、片方は一律500円だよではおかしくないのですか。おかしいでしょう。行政は常に平等なんだ、基本的には。

片方は、上がった分払うよと言っているんです。片方は500円だよ、何なの、この差は。おかしくないのですか。

○木本委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小中学校の給食、また、公立の保育所の給食につきましての10%、また、民間施設への補助の500円の基になりました10%ですが、現在の消費者物価指数や、企業の物価指数を見て、10%程度の備えというような形で、今回設定しております。

公立のほうにつきましては、もちろん、上がり幅によって支出額が変わってくる場所です。

民間の施設様についても、今回、給食費の値上げを行う際の支援という形で先にその10%を設定とした額を支援するためにお渡しするという形でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この話って聞いてもらえない話だ、これ、説明があまりにもひどい。

先に500円払うと言った、今ね。ということは、後半で値上げ分は補填するのですか。そういう考えがあるの、今。ないんだったらば、そんな返事するんじゃないよ。

おかしいでしょう。公立は値上げ分だけ払うんだよ。民間は500円だよ。この差は何なの。子ども1人当たりに対して、差別をつけるのですか。私立保育園、私立幼稚園に行っているところは、あんた方は私立だから500円しかやらないよ。公立は、自分たちがやっている業種だから、値上げ分払うんだよ。

おかしくないですか、これ。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

公立の保育所につきまして、給食費、副食費は4,500円でございます。今回、10%ということで、公立のほうを見ておりますので、公立も、民間も、同じ額で考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、保育所は500円出すよね。学校は、値上げ分払うと言っているんだよ。

この差は何ですか。そんなふうに逃げるんだったらば、じゃあ、この差は何なんですか。保育所は500円しか払わないよというのは、公立も、民間も。今、そう言った。学校は値上げ分を払うって答弁したよね。じゃあ、この差は何なの。

これ、皆さん方、よく考えてよ。皆さん方も、我々も、税金で報酬を頂いたり、給与を頂いているんですよ。なんでこんな差が出るのか。何で、連携が取れないのか、そんなに。おかしくないんですか、これ。予算凍結だよ。こんな説明つかない話はないでしょう。

明日まで時間あるから、よく委員長さん、これ、こんな差があるようなやり方っておかしくないですか、委員長さん。

これは、駄目ですよ。子どもたちを対象にして、小学生は値上げ分カバーしますよ。片方は500円しか上げられませんよ。しかも、国から来る助成金でやっているんでしょう。何の理由もないじゃないですか、均等にやるのが。ここを、もう少しよく整理してください、これ。

こんなことでは、我々、文教福祉委員会、皆さんは分からないけども、少なくとも、私はこんないいかげんな予算はのめない。

○木本委員長 担当執行部におかれましては、改めて説明を委員のほうにそういった制度設計の経緯、あと、その考え方について、明日改めて、また御説明いただくということで、ここにばかり時間を取っていると進まないで、そういった形で明日。

田口委員。

○田口委員 袴塚委員とは、また、あれなんだけれども、給食の件で、そもそも、今、材料とか、燃料とか、いろいろ上がっている中で、現在の給食費で賄えているんですか。

○木本委員長 小川課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今、まだ、4月、5月、6月と、給食も始まったばかりでありますので、現時点において予算が足りなくなるということではございません。

ただ、実際の仕入れ額のほうは、確かに上がってきているというような状況でございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 それと、こういう情勢になってきたということで、材料費の資源も大変、さっき値上がりとかというような話もありましたけども、これ、自校式じゃなくて、業者さんに任せただけの場合に、この食材や材料ってというのは、どこから仕入れて、きちんと幾らかかったということが分かるようになっているんでしょう。

経営のためにどこの食材でもいいから安く仕入れようなんて、そういう不安定な食材を使われたら困るんだよね。だから、これって把握しているんでしょう、これ。

○木本委員長 小川課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

食材料の調達につきましては、民間の調理業務の委託業者さんがやるということではございませんで、全て直営で、学校の、例えば栄養教諭であったり、調理場の栄養師であったり、そのほうから発注して検証しておりますので、直接の民間業者さんからの発注は行っておりません。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 市で調達していると。

最後に、今現在、何%上がっていますか。それだけ。

○木本委員長 小川課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどのお話とちょっとダブってしまうんですけども、実際の4月、5月のうちのほうの、調理場のほうの購入価格で見ますと、やっぱり上がり幅の大きなものといましては、パンとそれから野菜です。これがおおむね8%強上がっています。

また、油については、18%ぐらい上がっているというような状況でございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 では、これ、私立幼稚園、保育所の給食費の支援の件ですけれど、10%相当分の支援を行うところっていうのは、値上げをしないっていうことをきちんと条件づけて、支給するっていう考え方を取りますでしょうか。

○木本委員長 松本課長、お願いします。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の補正予算は、補助金は、給食費の値上げを行わないよう施設に支援するものですので、やはり、値上げが行えないように補助要項の中でも、取り入れていきたいとそのように考えています。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 では、これ、必ず値上げしないっていうことを条件にするっていうことでしょうか。強制はできない。どうなんでしょう。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

補助要項の要件の中に取り入れていきたいと思っております。

以上です。

○袴塚委員 ちょっと今、追加資料でちょっと追加。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 明日御説明いただくのであれば、今の説明の中に、私立保育所の補助要項の中に、給食に関わる食料費の増額ということで、100円から500円と書いてあった。これ、100円から500円というのは、どこもやっているわけではないから、これ、何のときに100円で、何のときに120円で、何のときに300円なのか。何のときには500円なのか。

この100円からという、このぐにやぐにゃというほうは、どういう意味を表しているかもあわせて御説明ください。明日でも結構ですよ、今日、無理ならば。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

私立幼稚園につきましては、給食の提供回数が週によって異なっておりますので、先ほどの500円というのは、毎日給食を提供される場合ですけれども、週1回とか週2回とかいうようなことで、100円、200円ということで、単価のほうを調整しております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、要するに、その幼児保育課のほうでは、どの保育所が、週何回給食を出しているかという把握はきちんとできていらっしゃるわけですか。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

保護者様に、幼稚園や保育所の案内で、ガイドブックを窓口等でもお渡しするよう作っているわけなんです。そこで、各民間の施設も給食費が幾らで何回提供というような記載がございます。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それで、ある程度把握していると。

そうすると、園によっては、これ、土日保育をやっていますよね。7日間やっているところと、それから土日保育をやらないところ、祝祭日もやらないところ、こういうものについては、今のマックス500円というのはどこを指しているんですか。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本、月曜から金曜までの提供ということの中で考えております。以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、土日分の食事代は上げてもいいということですよ。該当していないんだからね。

月曜日から金曜日までは500円で、ちゃんと上げないようにしてくださいよと、萩谷委員の質問をもしればね。土曜、日曜は皆様方の補助要項外ですから、土日分については、少しいただきますよってということ

も可能だっということですか。

○木本委員長 松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど、国の施設給付費の4,500円、市立の保育所も4,500円やっているわけなんですけど、こちらが月から金だけですけれども、この10%相当というところで、450円ではなくて500円に設定したというところで、土曜日に提供する場合にも、その給食費の値上げについては、ちょっとしていただかないような形で補助のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 土日やっているから土日だけ上げるなんて保育所、どこもないよ。子どものためにね。

だけれども、こういう補助を考えるときには、もう少し、4,500円で10%だから、500円やればいいたろうっていう安直な考え方ではなくて、やっぱり、いろんなケース・バイ・ケースがあるわけですよ。そうすると、そういうものを想定した中で、こういう場合はこうなりますよっていうような要項があって初めて、この金額100円から500円というのが決まるんじゃないですか。分け方も分からない。出し方も分からない。その中で、ただ1割やればいいたろうっていう安直な考え方の補助要項、補助金なんていうのは、これはね、昔の話だよ。

俺らは国だから、国民に金やれば国民は黙ってると、こういうふうな考え方だよ。今、そうじゃないんだよ時代は。だから、10%やるということになったとしても、こういう場合はこうですよ、こういう場合はこうですよ、こういう場合はごめんなさいと、そういうふうな補助要項をきちんとね、やっぱり説明できるようにしていないと、ここで。

それじゃないとね、やっぱりあの論議はかみ合わないですよ。

今の話は分かりました。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 給食のことだけ。

今回、物価高で、ほかの自治体とかのニュースでは、油が上がっているから揚げ物を減らすとか、パンが上がっているからパンを減らすとか、そういうふうになっちゃっているところも、もう出てきている中で、これ、給食費を足してくださるのはいいことだと思っていまして、パン屋さんとか結構大変だと思うんです。

それで、このパンの回数を減らしちゃうとか、そういうことがないように、やりくりしてもらって、市内の給食パンの業者さんとかが存続できるようにやってほしいということと、とにかく子どもたちのおかずが減ったりしないように頑張っていただきたいと要望です。

○木本委員長 委員の皆さん、かなりちょっとこれで時間を取っているんですけども、これ、改めて説明を求めますか。

このいわゆる学校給食等、幼稚園、保育所等のこの補助のいわゆる制度設計の違いについては、改めて説明は求めますか。

○袴塚委員 いやいや、違いが分からなくても僕は賛成だよっていう人が多ければ、私は準じますよ。

そんないいかげんな審議をする委員の方がおいでになるんだっただらば、どうぞ委員長さんの采配で、そういうふうにやってください。

私は準じます。皆さんに準じます。

○木本委員長 そうですね。委員の皆さん、今日、こればかりやっていると、ちょっとあれなんで、執行部のほうで整理をしていただいて、明日、改めて丁寧な御説明をいただきたいと思うんですけども、そういった形で、じゃあよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、担当執行部におかれましては、この2つの制度設計の違いについて、改めて明日、採決の前に御説明いただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この案件以外で議案第56号について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 5ページの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援経費についてお聞きします。

期間が2か月延長してることですけれども、これまでどのくらいの件数があったのか。お願いします。

○木本委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この事業は昨年の7月から開始されたものでございますが、5月末現在で480世帯に支給しております。以上でございます。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

2か月延長でさらに160世帯見込みということですが、これが必要とされる方が確実に受けられるように、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

○木本委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第56号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第11号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 簡潔に質問して、簡潔なお答えをいただきたいと思えます。

この改正によりまして影響を受ける方の数、件数と影響額を教えてください。

○木本委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

課税限度額のほうに達する世帯数でございますけれども、今の見込みとしまして、昨年度からの見込みとしましては、基礎課税分につきましては514世帯、後期高齢者支援については996世帯、介護納付金につきましては318世帯と見込んでございます。

それと影響額ということでしたけれども、すみません、国保税の賦課方式、これを3方式から2方式に移

行することで税率等が変わりまして、単純な影響額って出すこと、ちょっと難しい状況なんですけども、算定方式の移行に当たっては、まず限度額の引上げを考慮して、見越して税率等の設定をしております。仮にということで、今年度の2方式の税率で限度額を、99万円設定とした場合には、税収の見込み不足が生じまして、大体調定額2,000万円ぐらいの差ではないかなということで見込んでおります。

以上です。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

今のだと、今までの方式だと2,000万円ぐらいだけでも、今度の変ったので調整して、2,000万円ぐらいっていうことでいいですね。

○木本委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第11号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第12号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 こちらについては、見込みの対象者数で、これ関連になっちゃうかもしれないですけども、昨年度はどういう実績なのかというのを教えていただければと思います。

○木本委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、令和3年度の実績でございますけれども、前年の件数が17件、金額といたしまして、約188万円でございます。

令和4年度の見込みでございますが、令和3年度の状況からしますと、現在のところ13件、約170万円程度ではないかと見込んでいるところでございます。

○木本委員長 よろしいですか。

○萩谷委員 はい。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第12号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 これ、全部確認するようになっちゃうんですけど、同じように、令和3年度の実績と、令和4年の見込みについて、教えていただきたいと思います。

○木本委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。



まず、令和3年度の実績でございますが、対象者が18名で、減免額として約118万円となっております。

令和4年度の見込みでございますが、転入、転出等がどういうふうな形になるか、ちょっと分からないところではございますが、同程度と考えております。

以上でございます。

○木本委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第13号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第14号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 こちら、さっきの萩谷委員と一緒になんですけれども、昨年度何件ぐらいあったのか。

○木本委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年度の減免の関係、実績でございますけれども、件数としまして令和3年度分は157件、減免額としましては約1,400万円でございます。

また、令和2年度分の減免件数が1件、約3万円ございました。

○木本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第14号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第15号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 こちらも同じく、実績をお願いします。

○木本委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年度の実績といたしましては、対象者51名、約278万円となっております。

以上でございます。

○木本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第15号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出について、質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 議案書②の8ページ、9ページの1項社会福祉費、1目社会福祉総務費についてお伺いいたします。

市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費ということで、対象者が令和4年度に新たに市民税非課税となった世帯等ということで説明をいただきましたが、この10万円の給付、これは申請をいただく形になるのか、プッシュでできるのか、ちょっとお伺いしたいです。

○木本委員長 田中副部長兼福祉事務所副所長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の給付金につきましては、令和4年度、新たに非課税になった世帯の方について、今回、6月時点において、課税情報というのがこちらにございますので、それを基に確認書を対象者に発送して、そちらを返送していただいての支給ということを考えております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 これで対象世帯が3,400世帯ということで予算を組んでおりますけれども、これはほぼ、こういう形で6月時点で掌握されたってということでよろしいですか。

○木本委員長 田中副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えします。

今回、対象者3,400人を見込んでおりますが、先ほど御説明いたしました確認書を発送しての対象となりますのは、約3,000人を見込んでおります。

そのほか、残りの400人につきましては、水戸市のほうに課税情報がない方で、新たに非課税になった方、例えば、昨年12月10日というのが基準日となっておりますが、それ以降に転入されたりとかそういう方については、申請方式で書類を提出していただきます。

また、家計急変世帯につきましては、やはり、こちらについては、申請方式で、支給をやっていきたいと考えております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

400世帯、見込んでいる方に関しての申請、しっかりと周知していただきますように、対象者が漏れなく申請できるように手当てをお願いしたいと思います。

続けちゃって、よろしいですか。

○木本委員長 お願いします。

○黒木委員 4款衛生費、1項保健所費、5目保健予防費、新型コロナウイルスワクチンの接種経費ということで、4億8,000万円、予算が専決処分されております。4回目のワクチン接種の中で、まずお伺いしたいのが、今回、ファイザー、モデルナに加えて、ノババックス社のワクチンが出ておりますけれども、これは4回目接種には使われるのかどうか、まずちょっとお伺いしたい。

○木本委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今、委員から御指摘がありましたノバボックスにつきましては、1、2回目接種と3回目接種までしか使えないということになっておりますので、今現在としましては、ノバボックスでの4回目接種はできないような状況でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 水戸市のほうでは、早く準備していただきまして、4回目接種、既に通知を発送していただいて、接種が始まっているというふうに把握しております。

今回、難しい部分が、3回目の接種完了から5か月以上が経過した60歳以上の方と、18歳以上60歳未満のうち基礎疾患を有する方ということで、重症化リスクが高い方ってということでされておりますけれども、この重症化リスクが高い方についての接種へ向けた対応について御説明いただければ。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今回、重症化リスクが高い方につきましては、自動的に市から接種券が発送されないことから、水戸市としましては、申請をしていただいて、接種券を発送することと考えているところでございます。

なお、周知の方法としましては、もともと3回目接種までに基礎疾患があるよということで、優先接種の申請をしていただいた方には、既に、申請が必要な旨のお知らせの通知のほうを発送させていただいております。

また、それ以外、今まで申請をしたことがなかった3回目接種までをした方につきましては、60歳未満の方全員につきまして、お知らせの通知文のほうを発送させていただくということで、今現在準備を進めておりまして、来週20日にはお知らせの通知文が発送できるように準備しているところでございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 ちょっと、問合せが、私のほうにあるのは、自分で申請が必要な方もそうなんですけども、例えば、高齢者福祉施設に勤務されている60歳未満の方とか、医療に関係する方の御家族とかという、私は対象にならないんですかっていう問合せがあるんですが、今回のワクチン接種4回目の目的っていうのが、感染、重症化予防を目的としていないっていうことで、重症化リスクの高い方対象っていうことでお聞きしてるんですが、その辺ちょっと御説明いただけますでしょうか。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今回の4回目接種につきましては、今、御説明いただいたとおり、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化予防、こちらを目的としているものでございます。そのため、接種の対象者を60歳以上の方と、18歳以上60歳未満の方で、基礎疾患を有する方、その他、重症化リスクが高いと医師が認める方に限定しているというところでございます。

そのため、先ほどのお話いただきました医療従事者の御家族や、障害者施設、福祉施設、高齢者施設等の入所施設における従事者、こちらにつきましては、重症化リスクという関連からいきますと対象外ですよという形に、国が決めているような状況です。

ただし、今、国の審議会のほうにおきましても、今後、この対象者について拡大するのかどうかについては科学的な条件と、また、検討のほうを継続して行いまして、接種対象者については、今後も検討を進めていくという状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、重症化リスクが高い方っていうことで、ただ、これ勤めている場所が高齢者施設ですよ。

そうするとここに勤めている人がなれば、当然、4回目接種を受けた方がほとんどだとしても、やっぱりその重症化リスクを持ちながら仕事をするっていうことになってしまうので、ここは何とか水戸方式みたいな形でうまくできないのかわかっていう、そういうこともお考えいただかないと施設としてはなかなか非常に厳しい状況があるのかなというふうに思いますので、申し上げておきます。

○木本委員長 答弁はよろしいですか。

○袴塚委員 いいです。

○木本委員長 ほかに。

土田委員。

○土田委員 7ページ、市民税非課税世帯等臨時特別給付金についてお聞きします。

そのプッシュ型で、市で把握できない、申請が必要な家計急変世帯、黒木委員と要望的には似たようなことなんです。これまでの申請で、受けられた方っていうのはどのくらいいらっしゃるのかと、この家計急変世帯、申請が必要な世帯にこの制度が届くような周知方法っていうのは、今現在どのような形でやっっているのか、2点お願いします。

○木本委員長 田中副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えいたします。

申請方式でのこれまでの実績につきましては、申請を要する方ということで、申請を上げてきた方が338件。また、家計急変で申請を出された方は95件となっております。

また、今回、新たに家計急変等の周知方法ということでございますが、各市民センター、出張所に申請書を設置させていただくとともに、市役所2階の自立相談支援室等でもチラシ等を配布、設置いたしまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

とにかく必要などころにきちんと届くように、申請できるように鋭意取り組んでいただきたいと思います。

○木本委員長 そのほかございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の話で、申請が該当はしているんだけど、申請がなかったところっていうのは、漏れはないんですか。もし漏れている方が、こっちでは把握しているんだよね。要するに把握しているわけでしょう、

行政では。こういうことで申請すればお金を出しますよということでしょう。

ところが、高齢者世帯とか、いろんな関係で申請しなかった人というのは把握できるじゃないですか、役所では。分かってんだから、分子が来て、分子と分母が合わなければその人は漏れだよ。

これは、そのフォローは何かやっていますか。それとも、そういう人はいなくて、もう100分の100申請がありましたよということなんですか。

○木本委員長 田中副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の非課税世帯の給付金につきましては、まず、対象者に対しまして確認書を送付させていただきました。そちらにチェックをしていただいて、提出していただくような形になっております。

ただし、そういった郵送しても返送がない方につきましては、勧奨通知ということでもう一度改めて通知を差し上げて、返送していただけるように対応をしているところでございます。

また、先ほど申し上げました家計急変の世帯、95世帯の申請ということでございましたが、今回の家計急変世帯については、令和4年度市民税非課税世帯ということになっておりますので、その方には今回改めて確認書を送付いたす所存でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の後段のやつはそれで僕、いいと思うんですよ。

前段は非課税世帯ってというのは、もう分かっているわけじゃないですか。分かっているけども、あなた、ほんとにそうですかって確認書を送るんだよ。違うんですか。そうでしょ。その非課税世帯って分かっているわけだから、そこは、スムーズに送ってあげれば申請漏れとかそういうのがなくて、お困りの方が助かるんじゃないですか。

今年度急変して非課税になった方々は、それは当然、申告がないわけですから役所も分かっていないんで、そこは申請が僕は必要だと思いますよ。前段の昨年度の12月にもう非課税世帯ですよってということで役所も了解をして、課税はしていないわけじゃないですか。

ここにあなたは本当に非課税ですかってその確認書を送る意味は、これは何だ。疑っているってこと。あんた、うそをついているだろう。ということは、うそをついたのも分からずに役所が受けちゃったってことだよ。

○木本委員長 田中副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えします。

今回、確認書をお送りさせていただいた1つの要因としましては、振り込みをする口座情報というものがこちらにございませんので、その方に対して、口座情報を確認していただいてチェックをしていただく。そして、またもう一つ非課税世帯の中でも課税者の被扶養者のみで成り立っている世帯については、今回、国の制度としまして対象外というところがございますので、そこについて確認をしていただくというようなことで、確認書を送らせていただいているような状況でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今の確認書を送るっていう意味は、口座の確認もするよということなんだけれど

も、口座が分かっている人にはもう出さないんですか。

○木本委員長 田中副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） 御質問にお答えいたします。

口座情報につきましては、令和2年度の定額給付金の口座というのをこちらのほうで情報を把握しております。ただ、そちらにつきましても、そちらの定額給付金以降、変更があった方等がいらっしゃいますので、そういった方に対しては、しっかりと確認をしていただかないとこちらも振り込むことができませんので、そこもチェックをしていただくということで、書類を郵送しているような状況でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の条件は非課税世帯も、それからその前の一律振り込むっていう世帯も同じだよ。去年の口座番号を使っているじゃないですか、同じように。非課税世帯だけ確認しなくて分からない番号で、非課税世帯じゃない確定している場合の世帯は、口座番号を確認しなくても送れるってというのは、理論上説明おかしいからね。そこは。

だって、口座番号の確認も含めてってというのは、口座番号が分かっている人には、じゃあ振り込みますよというなら話は分かるけれども、それも兼ねてやっているんだっつらば、振り込む人の口座ってというのは、もしかしたら逐次変わっているかも分かんないんだ。

そうしたら、無条件で振り込む人も含めて、あなたの口座番号は間違いありませんかっていうことを確認しなくてはならないはずなんだよ、今の説明でいけばだよ。

言葉尻を捉えるわけではないけれども、僕が思うのは、せっかくそういうことで国から補助金が来て、それを振り込むわけですから、そんな難しい確認なんかを知らせずに、行政が去年の12月にもあなたは非課税世帯になりましたよということを認めているわけだから、だったら、スムーズに振り込んであげたほうがよろしいんじゃないですかっていうことを言いたいわけ。

答弁はいいですよ。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第18号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は、議案第56号を除き終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時47分 散会